市立伊丹病院　基幹システムネットワーク機器更新に係る
公募型プロポーザル　実施要領

1 業務の概要

（1）業務名

市立伊丹病院　基幹システムネットワーク機器更新　（以下「更新業務」という。）

（2）業務目的

市立伊丹病院（以下「当院」という）は、平成２６年７月に構築した「電子カルテシステムネットワーク機器」の納入メーカーによるハードウエア保守契約の満了に伴い、現行システムを維持するため、当該システムの構成要素であるネットワーク機器を、令和３年度中に更新。

業者の選定方法については、病院のネットワーク構築に関する豊富な知識・経験と高度な調整能力・技術力が必要であることから、広く提案を求め、その提案内容のほか、実績、能力、適性、価格等を総合的に評価し、最も適した業者を特定するため、実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施します。

（3）業務内容

市立伊丹病院　基幹システムネットワーク機器更新業務

・当院における基幹システムネットワーク機器の現状調査。
・現状調査に基づいた機器更新の設計。
・本業務の実現に最適な機器の選定及び機器の更新。
・機器障害発生時の業務停止時間を最小限に抑える方策の提案。
　※但し、院外からのリモート接続での保守は禁止する。
・履行期間内で本業務が完了する為の課題整理及び業務計画策定
・担当者会議等への同席・資料作成・運営支援、関係部署への説明資料作成

（4）履行期間

契約締結日から令和４年２月28日まで。

尚、より早期に実現する提案をすること。

2 予算上限価格

更新業務に係る費用の上限は、57,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）以内とします。

提案価格（見積額）が予算限度額を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

（1）伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（3）伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第２条第１号に規定する暴力団および同条第２号に規定する暴力団員並びに同条第３号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

（4）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

（1）提出期限　：令和３年10月７日（木）午後４時00分まで（必着）
※締切以降、業務にかかる質問は受け付けません。

（2）提出先　：市立伊丹病院　事務局総務課管財担当
電子メール：kitano.mikio@city.itami.lg.jp

（3）提出方法　：質問書（様式６）により、電子メールで提出。
（必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。）

（4）回答方法　：令和３年10月12日（火）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、市立伊丹病院ホームページ上に掲載します。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

（1）提出期限　：令和３年10月14日（木）午後０時00分まで（必着）

（2）提出先　：市立伊丹病院　事務局総務課管財担当

（3）提出方法　：郵送で提出。
（必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。）

（4）提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
①　参加表明書	様式１	１部	９部
②　市立伊丹病院物品他入札参加資格審査申請書	※	１式	９部

※既に提出している業者については提出不要です。

6 参加資格および企画提案書等の確認について

参加表明書等の提出書類に基づき、「3　参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「市立伊丹病院　基幹システムネットワーク機器更新業務」(以下「審査会」という。)において、参加表明書等に基づき書類審査を行います。

選定された者にあっては、その旨を通知します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

（1）通知日　　：令和3年10月15日（金）

（2）通知方法　：参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて通知。

(郵送は到着が通知日の数日後になります。)

7 企画提案書等の提出

（1）提出期限　：令和3年10月27日（水）午後4時00分まで（必着）

※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

（2）提出先　　：市立伊丹病院　事務局総務課管財担当

（3）提出方法　：郵送で提出。

（必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。）

（4）提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
①　企画提案書等の提出について（鑑）	様式4	1部	9部
②　企画提案書	任意様式	1部	9部
③　業務工程表	任意様式	1部	9部
④　価格見積書	様式5	1部	9部

（5）企画提案書のテーマ

項　目	内　容
テーマ1	【本業務に関する課題認識】 ①　アピールポイント　②　業務スケジュール　③　体制
テーマ2	【技術力と実績に基づく提案】 ①　過去の実績　②　履行期間　③　役割分担
テーマ3	【実運用に際し、信頼性と、障害発生時の業務停止時間を短縮する提案】 ①　全体設計　②　障害耐性、運用時の信頼性を考慮した提案 ③　障害発生時の業務停止時間縮小の為の提案

（6）作成時の留意事項　：別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

８ 企画提案書等の審査

（１）審査方法

別表の企画提案書等の評価項目および評価基準に基づき、審査会において、審査および評価を行います。最終評価点は「参加表明書（書類審査）」および「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

（２）ヒアリング審査

企画提案書等の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からヒアリングの方法の変更の可能性があります。その場合は電子メールにて連絡します。

項　目	内　容
①　実施予定日	令和３年11月１日（月）予定
②　実施場所	市立伊丹病院内会議室（伊丹市昆陽池１丁目100番地）予定
③　実施方法	・ １者につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）を予定。 ・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替えおよび追加資料の提出は不可とします。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合のプロジェクター及びスクリーンは当院で用意します。（当日の投影データ、ＰＣは提案者で用意してください。HDMI・D-subの接続が可能です。） ・ 出席者は３名以内とします。 ・ ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。

（３）候補者の特定

候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が１者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格事項に該当することなく最終評価点が50点以上の場合、候補者に特定されます。

候補者に特定されなかった事業者に対しては、「非特定通知書」により理由と共にその旨を通知します。なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

①　提出期限　：　令和３年11月９日（火）午後４時00分まで（必着）

②　提出先　　：　市立伊丹病院　事務局総務課管財担当

③　提出方法　：　郵送で提出。
（必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。）

④　様　式　　：　任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと）

（４）契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された事業者と当院は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった事業者と契約交渉を行います。

（５）結果の公表

審査会における審査および評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとします。

９ 日 程

実施内容	実施期間
公示期間	令和３年10月　１日（金）～10月 14日（木）
参加表明受付期間	令和３年10月　１日（金）～10月14日（木）12時まで
現地調査日	令和３年10月　５日（火）※予備日10月６日(水)
質問受付期間	令和３年10月　４日（月）～10月 ７日（木）午後４時まで
質問回答日	令和３年10月12日（火）
書類審査結果通知（企画提案書の提出要請およびヒアリング日時の通知）	令和３年10月15日（金）
企画提案書提出締切り	令和３年10月　27日（水）午後４時まで
ヒアリング実施予定日	令和３年11月　１日（月）予定
特定結果通知予定日	令和３年11月　４日（木）予定
契約締結予定日	令和３年11月　５日（金）予定

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（1）企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
（2）企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
（3）提案価格（見積額）が、「２　予算限度額」に示した価格を超過しているとき
（4）企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
（5）提出書類に虚偽の記載を行ったとき
（6）プロポーザルの手続きの過程で、「３　参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
（7）ヒアリング審査に出席しなかったとき
（8）次のいずれかの行為を行ったとき
　①本審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
　②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
　③候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
（9）ヒアリング審査を行い、最終評価点が５０点未満のとき
⑽ その他企画提案書等作成要領に基づき、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

11 契約について

契約内容および業務内容については、受託候補者として選定後、企画提案書等の内容をもとに市立伊丹病院と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

12 その他

（1）提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めません。また、書類の不達および遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、市立伊丹病院はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。

（3）提出書類はいかなる理由であっても返却しません。

（4）提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし､提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続きおよびこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存等を行います。

（5）書類の作成、提出およびその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。

（6）本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。

（7）本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 3 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

13 支払い条件

完成払いとする。

14 送付先及び問い合わせ先

市立伊丹病院事務局総務課管財担当

〒664-8540　伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地　市立伊丹病院事務局総務課管財担当

電話番号　072-777-3220

ファクス　072-781-9888

電子メール　kitano.mikio@city.itami.lg.jp

別表 審査基準表

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査内容	配点	書類
【本業務に関する課題認識】	③ ピールポイント ②業務スケジュール ④ 体制	16	提案書 工程表
【技術力と実績に基づく提案】	① 過去の実績 ②履行期間 ③役割分担	20	提案書
【実運用に際し、信頼性と、障害発生時の業務停止時間を短縮する提案】	① 全体設計 ② 障害耐性、運用時の信頼性を考慮した提案 ③ 障害発生時の業務停止時間縮小の為の提案	36	提案書
見積価格	価格評価点＝10 点×{1－(見積価格－最低価格※)÷(上限価格－最低価格)} ※最低価格は参加事業者中の最低見積価格	28	様式５
計		100	